

その他の特殊健康診断内容

(労働基準協会にて取扱いがあるもの)

内容	対象業務	時期・頻度	関連条文
電離放射線	放射線業務に従事し、管理区域に立入る者	6ヶ月以内に1回	電離放射線障害防止規則第56条
除染等電離放射線	除染等の作業を常時従事する労働者	6ヶ月以内に1回	除染電離則
高気圧	高圧室内業務または、潜水業務の従事者	6ヶ月以内に1回	高気圧作業安全衛生規則第38条
四アルキル鉛	四アルキル鉛等の業務従事者	3ヶ月以内に1回	四アルキル則第22条
亜硫酸ガス	亜硫酸ガスを発散する場所における業務	1年以内に1回	行政指導
黄りん	黄りんを取扱う業務、又はりん化合物のガス、蒸気もしくは粉じんを発散する場所における業務従事者	1年以内に1回	行政指導
振動障害・チェーンソー等	チェーンソー使用による身体に著しい振動を与える業務（振動業務健康診断）	6ヶ月以内に1回	行政指導
騒音 オージオメトリ法	[強烈な]騒音を発する場所における業務（騒音作業健康診断）	6ヶ月以内に1回	行政指導
引き金工具	引金付工具を取扱う業務（上肢作業健康診断）		行政指導
VDT	VDT作業（VDT作業健康診断）	1年以内に1回	行政指導
マンガ化合物	マンガ化合物（塩基性酸化マンガ限定）を取扱う業務、またはそのガス、蒸気もしくは粉じん環境での業務従事者	1年以内に1回	行政指導
メレンジフェニルイソシアネート MDI	メレンジフェニルイソシアネート（MDI）を取扱う業務、またはそれらガス、蒸気もしくは粉じんを発散する場所における業務	1年以内に1回	行政指導
有害光線 紫外線、赤外線	紫外線・赤外線にさらされる業務	1年以内に1回	行政指導
有機りん剤	有機りん剤を取扱う業務、又はそのガス、蒸気もしくは粉じんを発散する場所における業務従事者	1年以内に1回	行政指導
腰痛 介護業務、重量物取扱	重量物取扱い業務など（腰痛健康診断）	6ヶ月以内に1回	行政指導
レーザー光線	レーザー機器を取扱う業務またはレーザー光線にさらされるおそれのある業務従事者	雇入れ、配置替え	行政指導
酸類（塩酸、硫酸、硝酸）、 塩化水素	塩酸、硫酸、硝酸、亜硫酸、フッ酸等のガス、蒸気、粉じん環境での作業従事者	6ヶ月以内に1回 （歯科医師）	安衛則第48条
半導体製造工程 における業務	半導体製造工程における業務		行政指導通達
亜鉛			---

内容	対象業務	時期・頻度	関連条文
アンモニア			----
一酸化炭素			----
エポキシ樹脂			----
高温業務			----
口腔・歯牙			----
職業運転手(ドライバー)			----
水酸化ナトリウム			----
低温業務			----
弗化水素アンモニウム			----
ホルムアルデヒド			----
ストレスチェック			----